



インフォメーション



# 長与町職員採用試験

申込締切 8月31日(月)

長与町は、町民視点で考え、  
地域課題を感じ取り、  
積極的に行動できる  
職員を求めています。

申し込みはこちら  
職員採用専門サイト  
(パブリックコネクト)



<問い合わせ>  
総務課総務人事係  
☎095-801-5781

| 試験職種<br>試験区分              | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 採用<br>予定数 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 行政<br>(大学卒業程度)            | 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による4年制大学(同等以上の学歴を含む)を卒業または令和9年3月末までに卒業見込みの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 若干名       |
| 土木<br>(大学卒業程度)            | 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による4年制大学(同等以上の学歴を含む)において土木に関する専門課程を履修して卒業または令和9年3月末までに卒業見込みの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 若干名       |
| 土木<br>(高校卒業程度)            | 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校(同等以上の学歴を含む)において土木に関する専門課程を履修して卒業または令和9年3月末までに卒業見込みの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 若干名       |
| 行政<br>【障害者対象】<br>(大学卒業程度) | 次の(1)および(2)の要件を満たす人<br>(1)平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による4年制大学(同等以上の学歴を含む)を卒業または令和9年3月末までに卒業見込みの人<br>(2)次の①および②の要件を満たす人<br>①次に掲げる手帳などのうち、いずれかの交付を受けている人<br>ア 身体障害者手帳または都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る)<br>イ 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳<br>②活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応できる人 | 若干名       |

※4年制大学を卒業または卒業見込みの人は、高校卒業程度の試験区分を受験できません。

※申し込みできる試験職種は、1人1つに限ります。

※採用日は、原則として令和9年4月1日以降ですが、既卒者については4月1日より前に採用される場合があります。

※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

(1)日本国籍を有していない人 (2)地方公務員法第16条の規定に該当する人 (3)令和8年度において、同じ試験職種を受験された人  
地方公務員法その他の法律などが改正された場合には、改正後の規定によるものとします。

## 1次試験

試験内容: SPI3 (全職種共通)

申し込み時に次のいずれかを選択してください。

【会場試験】9月6日(日)

試験会場: 長与町役場水道局(〒851-2128 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1)

【テストセンター受験】9月1日(火)~9月14日(日)

## 2次試験

試験内容: 人物試験(面接)

試験日: 10月上旬頃

## 3次試験

試験内容: 人物試験(面接)

試験日: 10月下旬頃



テストセンター受験について  
詳しくはこちら

# オレンジ・ランプ

貫地谷しほり 和田正人

伊寄充則 山田雅人 赤間麻里子 赤井英和 中尾ミエ

監督:三原光尋 企画・脚本・プロデュース:山国秀幸 脚本:金杉弘子 音楽:宮崎道

主題歌:THE CHARM PARK「セルフノート」 原作:山国秀幸「オレンジ・ランプ」(幻冬舎文庫)

## 39歳、パパが認知症!?

## どうする、私!!

それは、温かな灯りが紡いだ感動の実話

## 「オレンジ・ランプ」特別上映会

日 時

令和8年9月12日(土)

①10時~12時(開場9時30分)

②12時30分~15時30分(開場13時)

※同作品を2回上映します。

会 場

長与町民文化ホール

参加方法

介護保険課窓口でのチケット受け取り、  
または二次元コードでの申し込み

締 切

令和8年9月8日(火) ※各回定員に達し次第締め切ります。

料 金

無料

<お問い合わせ>

介護保険課 ☎095-801-5822



若年性認知症と診断された丹野智文さんの実話をもとに描く、夫婦の希望と再生の物語。  
年齢を重ねていく全ての人へ、より良く生きるヒントがここにある。

製作:野中雅志 野村弘幸 依田巽 今村俊昭 五老剛 プロデューサー:彦惣康宏 高瀬博行 アソシエイトプロデューサー:小川明日香 藤本感人 企画協力:丹野智文 撮影:鈴木周一郎 照明:斉藤徹  
録音:西岡正巳 編集:宮島竜治 美術:津留啓亮 装飾:森浦彩賀 衣装:岩田友裕 チェパサヒロ メイク:伊藤里香 キャスティング:田山大悟 助監督:金子功 制作担当:遠藤祐輝  
Official Partner:太陽生命保険 特別協賛:湘南アイパーク/ドタゴンコーティング/ネットヨタ仙台/日本介護クラウドエネオン/津山会医療福祉グループ/カナミックネットワーク/在宅支援総合ケアサービス  
推薦:厚生労働省 製作:「オレンジ・ランプ」製作委員会(ワンダーラボラトリー/JR西日本コミュニケーションズ/アイ・ビー・アイ/ギャガ/朝日放送テレビ/朝日新聞社) 制作:JR西日本コミュニケーションズ 制作協力:TKSplus AFF2 配給:ギャガ GAGA★ (配給)

©2022「オレンジ・ランプ」製作委員会 www.orange-lamp.com



推薦:厚生労働省  
文部科学省選定作品

GAGA★

# 令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

問 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-617-111  
※月～土 9時～18時  
(日・祝、年末年始を除く)



詳しくはこちら

## 高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

## 公的医療保険制度の持続可能性の確保

### 高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いします。

**新たに年間の上限額が新設されました**  
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは：8月～翌年の7月

### Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)または限度額適用認定証などをご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります(ただし、長与町国民健康保険の方、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます)。なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

## 高額療養費制度の上限

(令和8年8月～令和9年7月)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階に分けて実施します。

下記の表は令和8年8月～令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

| 適用区分  |               | 年収目安                                 | 入院+外来【月額上限】<br>(世帯ごと)<br>〈多数回該当〉 | 入院+外来【年間上限】<br>(世帯ごと) | 外来<br>(個人ごと)<br>※70歳以上のみ      |
|-------|---------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 70歳未満 | 70歳以上         |                                      |                                  |                       |                               |
| 区分ア   | 現役並みⅢ         | 約1,160万円～                            | 270,300円+1%<br>〈140,100円〉        | 1,680,000円            | —                             |
| 区分イ   | 現役並みⅡ         | 約770万円～<br>約1,160万円                  | 179,100円+1%<br>〈93,000円〉         | 1,110,000円            | —                             |
| 区分ウ   | 現役並みⅠ         | 約370万円～<br>約770万円                    | 85,800円+1%<br>〈44,400円〉          | 530,000円              | —                             |
| 区分エ   | 一般Ⅰ・Ⅱ         | ～約370万円                              | 61,500円<br>〈44,400円〉※1           | 530,000円※2            | 月額上限22,000円<br>(年間上限216,000円) |
| 区分オ   | —             | 住民税非課税<br>【70歳未満】                    | 36,900円<br>〈24,600円〉             | 290,000円              | —                             |
| —     | 住民税<br>非課税世帯Ⅱ | 住民税非課税<br>【70歳以上】                    | 25,700円<br>〈24,600円〉             | 290,000円              | 月額上限11,000円<br>(年間上限96,000円)  |
| —     | 住民税<br>非課税世帯Ⅰ | 一定所得以下<br>(年金収入約80万円以下など)<br>【70歳以上】 | 15,700円                          | 180,000円              | 月額上限8,000円                    |

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限410,000円を適用し、令和9年8月以降に償還払い